「離婚の際に称していた氏を称する届の2の届)」

の書き方(黒ボールペン等(消しゴムで消えないもの)で記載してください。)

・・離婚届と同時に届出する場合・・

注:離婚届の後に届出する場合は、一部書き方が変わります。

- ●届出日は、離婚届の届出日と同じ日になります。
- (1) 氏は「婚姻中の氏(離婚する直前)」を記載してください。
- (2) 居所ではなく住民登録地になります。 マンション・アパート名も登録している方はそれも記載します。
- (3) 離婚前(婚姻中)の本籍と筆頭者を記載します。
- (4) 変更前、変更後ともに「婚姻中の氏(離婚する直前)」を記載します。
- (5) 離婚届の届出日と同じ日になります。前に「令和」を付けてください。
- (6) 離婚後の本籍地を記載します。 本籍は、地番があるところならどこにでもおけますが、マンション・ アパート名などのように建物の名称にはおけません。

この届出を離婚届と同時に届出する場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」は空欄になります。

婚姻前の氏に もどる者の本籍	□共 □ もとの戸籍にもどる 中華 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日

	離婚の際に	称して	受理 令村	口 年	月	H		令和	4	Я	-			
			第			号								
	いた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)			口 年	月	日					長印			
			第			号								
	令和 ●年		書類調査	戸籍記載	記載調査	決	裁	附 票	住民票	通	知			
	埼玉県三郷市	長 あて												
1	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)													
4.1	離婚の際に	コウノ		2	5									
(1)	称していた氏を 称する人の氏名	甲野		洋-	子	昭	№ # 46	年	7 月	10	日生			
		1 4			•		~							
22 90	住 所	埼玉県	三郷市	戸ヶ崎	52丁	目 6	5 4	1 番地						
(2)	, 仕足祭録もして 、	アパート												
	(住民登録をして) いるところ)	アパート マンション名 普通野マンション101号室												
	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)													
		埼玉県三郷市彦成三丁目7番												
(3)	本 籍	The risk and												
		の氏名 中野 雅人												
	(フ リ ガ ナ)	変更前(現在称し	している氏)		3	变更後	(離婚)	の際称して コ ウ ノ						
(4)	氏	甲野				•								
5.55				甲野										
(5)	離婚年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日												
	離婚の際に	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がない場合には記載する必要はありません)												
(6)	称していた氏を	埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目654 番型												
	称した後の本籍	筆頭者 の氏名	田邸	洋	ヱ									
		072,41	7 3	<u>+</u>	.1						-			
	そ													
(7)	の													
	他													
	届出人署名													
(8)	(※押印は任意)	甲野洋子						1	印					
	(変更前の氏名)	1	1 1	1										
住所を定めた年月日 連 電話 (000) >>>>>														
※ 電話 (080) xxxxxx														

必ず記入してください